

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）（案）※

第3 器具及び容器包装

A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格

1～7 （略）

8 食品衛生法施行令第1条に規定された材質の原材料であつて、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。以下同じ。）ごとに定める当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量（以下「含有量等」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、着色料として使用される場合にあつてはこの限りでない。なお、別表第1に掲げる原材料であつて、これに含まれる物質は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 別表第1第1表の物質名欄に掲げる合成樹脂の原材料であつて、これに含まれる物質の含有量等は、制限がないものとする。
- (2) 別表第1第2表の物質名欄に掲げる物質は、同表の特記事項欄において特段の定めがある場合を除き、別表第1第1表の物質名欄に掲げる物質に対して、同表中の材質区分欄に定められた材質区分に該当する別表第1第2表の材質区分別使用制限欄に掲げる量を超えて器具又は容器包装の原材料として使用されてはならない。

9 8に定めるもののほか、食品衛生法施行令第1条に規定された材質の原材料であつて、これに含まれる物質ごとに定める含有量等について、別表第1により規定することが適当でない認められる場合には、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた内容のとおりとする。

※「8」は、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第324号）による改正後の条文（令和7年6月1日施行）。

「9」は、令和6年度第1回食品衛生基準審議会器具・容器包装部会（令和6年12月16日開催）で了承された内容。